平成２３年（フ）第１２号
愛媛県宇和島市三間町増田235番地
債務者　田原　康代
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第９５号
北九州市小倉北区黄金１丁目２番１号松井ビル502号
債務者　波多野久喜
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２０号
北九州市戸畑区丸町３丁目２番５号
債務者　西田　純一
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２３号
北九州市小倉北区須賀町12番13―202号
債務者　松本　勝広
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６３号
愛知県尾張旭市井田町２丁目363番地　ドミール幸101号
債務者　理容ファンキーこと　安藤　吉久
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４号
神戸市北区山田町小部字一ツ鍬山10番地の32
債務者　岡田　幸一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５号
神戸市北区山田町小部字一ツ鍬山10番地の32
債務者　岡田　幸代
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５４号
神戸市兵庫区石井町５丁目２番10号石井アパート102、従前の住所神戸市兵庫区山王町１丁目５番15号
債務者　村上　政江
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９０号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番10―31号
債務者　深浦　道弘
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１２号
神戸市東灘区本山北町２丁目12番１号ドミールタニ203号
債務者　小野田敬三
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１５号
兵庫県西宮市津門大塚町２番30―906号、申立時の住所神戸市東灘区住吉山手２丁目４番11号
債務者　木下　敦子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２５号
神戸市北区北五葉３丁目８番30―506号
債務者　小﨑　隆司
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２６号
神戸市北区北五葉３丁目８番30―506号
債務者　小﨑智恵子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５１号
兵庫県三木市緑が丘町西１丁目６番地の21プリーマ202号、従前の住所神戸市長田区海運町８丁目３番６号アーバンスクウエアー203号
債務者　飛田　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１号
神戸市長田区腕塚町５丁目５番１―1302号
債務者　武本　敏志
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７０号
神戸市兵庫区雪御所町７番21号
債務者　宮本　隆司
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７号
山口県岩国市平田６丁目54番４―301号
債務者　吉本　照明
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
山口地方裁判所岩国支部